

住民の生命・生活を脅かす新型コロナウイルス感染症対策について

緊急事態宣言が4月25日に東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に発出されたものの、変異株の拡大により感染の波は止まることを知らず、5月12日には緊急事態宣言が5月31日まで延長され、対象地域に愛知県及び福岡県が追加されるとともにまん延防止等重点措置の対象地域も拡大された。宣言対象地域では、依然として医療体制の非常に厳しい状況が続いており、緊急事態宣言が全国に発令された昨春を上回り、もはや全国での緊急事態宣言も視野に入る状況にある。

中国地方においても変異株の影響は大きく、感染の拡大により医療提供体制がひっ迫し、5月16日には、緊急事態宣言の対象地域に岡山県、広島県が追加されるなど、深刻な状況に至っている地域もある。他方で、歓楽街や観光地をはじめとした地域経済全体が危機的な状況に陥っており、窮状を訴える事業者への一刻も早い支援が必要となっている。

中国地方知事会としても、これまでの経験を踏まえ、積極的疫学調査や戦略的なPCR検査等により感染の抑え込みに全力を尽くすとともに、地域経済の段階的な回復に向け国と一致団結して対策に引き続き取り組む決意であるが、これら取組を進める上で、次の事項について国の対応を強く要請し、また、通常国会閉会後の感染拡大や景気減速に迅速に対応できるよう、早急に予備費を大幅に追加する補正予算の編成を国に対し求める。

1 緊急事態宣言等の実効性の確保

まん延防止等重点措置について、地域の感染状況を踏まえステージⅢ相当の対策が必要と知事が判断し、まん延防止等重点措置の適用を要請したにもかかわらず、適用が見送られたり、国が難色を示したりするケースが生じているとともに、緊急事態宣言に関しても本来ならステージⅢからⅣに移行した時点で機動的に発することが重要であることから、感染拡大を早期かつ効果的に抑え込むためにも、知事の要請により迅速かつ柔軟に発動されるよう見直しを行うこと。また、知事が特措法第24条第9項に基づき行う、人と人との接触を低減させるための協力要請に対する国の財政支援の対象を飲食店以外にも拡大すること。

また、まん延防止重点措置、緊急事態宣言の対象となった地域においては、実効的な時短営業・休業要請となるように、飲食業と大規模施設以外についても協力支援金の財政措置をすること。

2 第4波による感染拡大に対応した保健・医療提供及び検査体制の充実強化

全国各地において、変異株の確認や急速な感染拡大、重症例が増加するなど、新型コロナウイルスとの闘いは、新たな局面に入ったが、過度な負担を医療現場にかけることなく、安全な保健・医療体制を確保するため、以下の対策を講じること。

- ・積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、県と保健所が感染ルートを探知し、感染の封じ込めを図れるよう支援を行うこと。
- ・積極的疫学調査や受診・相談センターなど、感染拡大防止に重要な役割を担う保健所の体制強化に対する、さらなる財政的、技術的、人的支援を行うこと。また、保健所業務のひっ迫に対応するため、業務効率化・簡素化について継続して検討を行うこと。
- ・PCR検査等の大規模拡大など積極的感染拡大防止戦略への転換並びにそのための体制整備の徹底及び強力な財政支援を行うこと。
- ・無症状者等へのPCR検査等（モニタリング検査）の効果的な実施に加え、医療機関や高齢者、障害者施設の従事者の集中検査や新規の入院・入所者に対する検査を実施するとともに、それに対する十分な財政支援を行うこと。
- ・高齢者施設での検査等の検査数の増加に対応するため、チップやチューブなどの検査素材についての安定供給を行うこと。
- ・変異株も含めた新型コロナウイルス検体の遺伝子解析を行う体制を民間検査機関も含めて整備するとともに、民間検査機関も含め、変異株サーベイランスに要する経費の全額を国が負担すること。
- ・全国各地での変異株の増加を踏まえ、国内での感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報の迅速な提供を行うとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を明示すること。

- ・発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対し、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の休業補償を行うこと。また、個人防護具の支給等の支援を継続すること。
- ・軽症者等の療養のためのホテル等の確保や重症者等の対応のための医療機能増強等の対策に対して支援を行うこと。
- ・後方支援病床確保のための空床補償制度の創設や同一医療機関内での転床時の診療報酬かさ上げなど、包括支援交付金による支援を充実すること。
- ・病床確保のため一般医療が制限された場合の損失について補償すること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する財政支援措置を講じるとともに、コロナ受入れの有無に関わらず、受診控えにより減収している医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業者等へ支援を行うこと。
- ・今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。
- ・今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、医療従事者の確保に繋がる処遇改善や業務負担軽減策を積極的に推進すること。
- ・L452R・E484Q 変異を有するインド株を早急に確認できるよう、全ゲノム解析やスクリーニング検査を地域で実施できる体制を早急に構築するとともに、各地の感染状況を国において集約し自治体に提供すること。併せて、最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。
- ・世界各国での変異株の確認等を踏まえ、インドなど変異株流行国・地域からの入国についてより強い制限措置等を行うなど水際対策を強化すること。

3 ワクチン接種の円滑な実施と治療薬やワクチンの実用化

感染の早期終息に向けて、ワクチン接種を迅速に実施するため、以下の取り組みを進めること。

- ・必要量の早急な確保と円滑な接種に向けた体制整備を図るとともに、ワクチンの供給スケジュールや配分量等について可及的速やかに示すこと。併せて、ワクチン接種の意義及び副反応の具体的情報について積極的に周知・広報を行うこと。また、国主導の下、民間企業等とも連携して、治療薬や国産ワクチンの早期実用化及び供給体制の確立を実現すること。
- ・「ワクチン接種円滑化システム（V－SYS）」の仕様により制限されることがないように、都道府県においてワクチン供給が弾力的に対応できる仕組みとすること。
- ・接種会場の運営スタッフ、疾患等で長期に入院している患者や警察官、エッセンシャルワーカー等についても優先接種の対象として取り扱うことを可能とするなど、地域の実情に応じて弾力的な対応を可能とすること。
- ・接種に係る医療従事者の確保を強力に進めるため、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うとともに、国立病院の人材活用や自衛隊医官等の派遣などの支援を行うこと。
- ・薬剤師等がワクチン接種を行っている海外の例も参考に、ワクチン接種ができる者の範囲のさらなる拡大等、十分なワクチン接種体制の構築に向けて検討すること。
- ・ワクチン希釈に必要な生理食塩水用の針・シリンジについて、必要量を現場で確保できるよう対策を講ずること。加えて、ワクチン接種の本格化に向け、保冷バック、バイアルホルダー、保冷剤等のワクチン移送に必要な資機材についても同様に確保できるよう対策を講ずること。
- ・ワクチン接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、必要な財政措置を講ずること。また、医療現場の負担を軽減するため、事務作業を極力省力化すること。
- ・集団接種会場を設け短期間で大規模な接種を円滑に行うため、接種に関わる医療従事者が通常診療を休止した場合の影響をふまえた十分な報酬を受け取れるよう、目安となる単価を示すとともに財政措置を行うこと。
- ・ワクチンシステムに係る制度設計は、縦割りを排し、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、自治体等への説明・支援の窓口も一元化し、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮すること。
- ・「ワクチン接種円滑化システム（V－SYS）」及び「ワクチン接種記録システム（VRS）」については安心してシステムを運

用できるよう十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システム利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

4 地方財源の確保

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、第4波の到来により全国で感染が拡大している状況も踏まえ、人流抑制など感染拡大防止対策に係る経費の全額を国の負担とすることとし、今後も必要に応じて予備費を活用した交付金の追加配分を行うとともに、補正予算も含め機動的に増額すること。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による基金については、民間金融機関における実質無利子・無担保融資において、国の助成期間（3年間）終了後や各県が地域の実情に応じて実施する利子・信用保証料の軽減に活用できるよう各県の制度に合わせて設置期間の延長を検討するとともに、自治体が独自に実施する事業についても活用できるよう支援の対象とすること。また、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償や金融機関への預託金の調達金利についても交付金の対象とし、これらの必要額を措置するなど、弾力的な運用を図ること。

5 地方経済を支える中小企業等や労働者への支援強化

厳しい経済情勢を踏まえ、情勢に即した補正予算の検討も含め大胆な経済対策を実施するとともに、喫緊の対応として以下の対策を講じること。

（1）緊急事態宣言により影響を受けた飲食業等への支援の充実

緊急事態宣言対象地域外の地域の飲食業やそれ以外の業種においても、緊急事態宣言により厳しい影響が生じているため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠として「事業者支援分」が創設されたところである。引き続き感染拡大の影響や政府の支援が十分に得られず、厳しい経営環境にある事業者を支援するために「事業者支援分」を大幅に増額すること。また、一時支援金及び月次支援金について、緊急事態宣言対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、

支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。特に飲食業等自粛の影響が強く現れた業種には、速やかな実効性のある対策を講じるとともに、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮すること。

(2) 中堅企業、中小企業、小規模事業者等への支援の強化

コロナ禍が長期化する中、収益の低迷が続く事業者も多いことから、3月末で終了した民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込みを再開すること。また、今後、感染症の影響がさらに長期化・深刻化することも想定し、既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済条件の変更に、金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、利子補給期間の延長など、事業者の返済負担の一層の軽減策を検討すること。

また、地域の中堅企業は、地域経済を牽引する重要な存在であり、企業規模に応じた制度を創設するなど、支援の充実を図ること。

(3) 雇用維持に向けた対策の強化

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の更なる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図るとともに、引き続き、支援が必要な事業者や労働者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度をわかりやすく周知し、利用促進を図ること。特に雇用調整助成金等の特例措置については、感染拡大の影響のさらなる長期化と再拡大による深刻化が見込まれることから、緊急事態宣言地域や重点措置区域内外にかかわらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。

また、在籍型出向については、制度活用促進に向けて徹底した周知を行うとともに、出向元・出向先双方に対する助成について、中堅・大規模企業等についても中小企業並みに補助率を引き上げること。

(4) 離職者の雇用機会創出のための対策の実施

新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞のため、離職を余儀なくされた労働者の増加が見込まれることから、今後の雇

用情勢に鑑み、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用創出や当該分野への労働移動が促進されるよう、「緊急雇用創出事業」を創設すること。

また、国と地方が連携して迅速に対策を実施できるようにするため、厚生労働省及び各労働局が把握している新型コロナウイルス感染症に起因する雇用調整や解雇見込み等の情報について、公表されている総数のみではなく、業種別や市町村別などの詳細な内訳等についても各県と情報を共有すること。

(5) 職業能力開発促進策の一層の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、成長分野や人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキル習得のための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講じること。

(6) 新規学卒者等の就職に向けた支援の強化

再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規学卒者等の採用維持に向け、経済界へ更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講じること。

(7) 地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策の実施

安全な地域生活の確保及び社会活動の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症による移動の自粛等の長期化によりバス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関に対して、赤字や減収補填などの経営支援を国において責任をもって講じるとともに、既存補助金の増額や要件緩和などの弾力的な運用・見直しを令和2年度に引き続き継続・拡大して行うこと。

(8) 観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

県内旅行の割引事業を財政的に支援する「地域観光事業支援」については、近隣圏域での旅行も含め柔軟かつ弾力的な運用とすること。また、GoTo トラベル事業の再開にあたっては、地域経済が持続的に維持・回復できるよう、実施期限を延長し継続的な観光需要の喚起を図るとともに、消費喚起に向けた施策や経営支援施策を実施すること。また、施策の効果が特定の地域、特定の時期及び特定の業種に偏ることがないようにバランスに配慮するとともに、地域と十分に連携すること。

Go To イート事業については、食事券の販売期間及び利用期間が各県ごとの運用とされていることから、事業者や県民に混乱を与えることのないよう適時適切な周知に努めること。また、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう円滑な運用を図るとともに、販売・利用期間の延長を行う際のキャンペーン事務局に支払う費用が適正なものとなるよう対応を講ずること。

(9) 強固なサプライチェーンの構築への支援

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、企業のサプライチェーン再構築と投資を促進するため、予算の追加的措置を図るとともに、地方の生産拠点機能や地域経済の強化を図る観点から、地方の中小企業が必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、事業を継続し、強化すること。

(10) 影響を受けている外国人材及び雇用企業への対応

感染の再拡大や変異株の影響により出入国制限が随時変更されている中、外国人材に対する在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直しや、円滑な出入国のために出入国手続き等の早期の的確な情報提供を行うこと。併せて入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置、また帰国困難な元技能実習生や、留学生等で帰国を希望する者の早期帰国の実現、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講ずること。

6 学校等教育分野や子育てへの支援

(1) 受験機会の確保及び経済的支援

高校生、大学生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

また、世帯収入やアルバイト収入が減少し、経済的に厳しい状況に置かれる学生等に対し、引き続き、家計急変の場合の特例措置など、高等教育の修学支援新制度の弾力的な運用を図るとも

に、各学校が独自に行う授業料減免等への財源措置を行うなど、経済的困窮を理由に修学を断念する学生が生じることのないよう、必要な措置を講じること。

(2) 学習機会の確保

義務教育段階における児童生徒1人1台の端末の配備等について、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置を講じるとともに、学習者用デジタル教科書も無償給与の対象とすること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。加えて、全ての生徒を対象とした貸出端末の整備及び更新に対して、支援すること。

児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

(3) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対するいじめ、偏見、ストレス等に対応するスクールカウンセラーやいじめ相談の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

(4) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等を、独自にそれらを調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備を行った場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「3つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、十分な財政支援を行うとともに、高等学校における鉄道通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

(5) 少人数学級の拡充に伴う加配定数の維持・拡充について

令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校

については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったが、それに伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

(6) 孤立・孤独支援

コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策をアウトリーチも含めて強力に推進するとともに、自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力に講じるほか、各種交付金等の財源確保や弾力的な運用を図ること。

(7) 困難を有する子育て家庭への支援

保護者の感染により在宅での養育が困難になった家庭への支援や、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援の強化、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的支援や生活福祉資金等の各種特例措置を継続すること。

(8) 保育所等への支援

保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のため、密接・密集が避けられない状況の中、児童等の安全を確保した上での事業継続が求められている。

衛生用品の購入、消毒対応等の感染防止対策を徹底するために必要となる経費について、介護施設等への財政支援と同様に、定員規模に応じた補助額の増額及び補助対象経費への施設改修費の追加等、制度の拡充を行うこと。

また、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等の教職員についても、介護や障がい分野の施設・事業所職員と同様に、慰労金の支給対象とすること。

(9) 病児保育事業への支援

ひとり親家庭等にとって欠くことのできないセーフティネットである病児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の大幅な減少により運営が非常に厳しい状況にあることから、子ども子育て支援交付金における利用児童数に応じた加算分の算定に係る特例措置を再度講じるなど、財政支援の充実を図ること。

7 新しいビジネスモデルの積極的な推進

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができるようになり、今後、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

(1) 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(2) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

(3) ベンチャー企業に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

8 新たな日常に対応した自治体DXの推進

コロナ禍で生じた住民の意識・生活の変化を社会変革へとつなげ、コロナの時代の「新たな日常」を確立するため、その原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進する必要があることから、地方と一体となって次の取組を推進すること。

(1) 行政手続の見直し

オンライン化、ワンストップ・ワンスオンリーの実現に向け、

全ての行政手続について、書面・対面規制や添付書類の見直しを行い、必要な法改正等を速やかに実施すること。

加えて、行政手続のオンライン化のため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、財政支援を行うこと。

さらに、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの共同・共通化を推進するため、申請項目や書式・様式等のインターフェイスの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の電子申請システムとの連携に係る技術的な支援等を行うこと。

(2) オープンデータ化の推進

活力あるデジタル社会の実現に向けて、分野間のデータ連携や官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

今後、国において、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データである「ベース・レジストリ」が整備され、オープンデータとして様々な活用が予定されている。

については、分野間、国・県・市町村間、さらに官民において情報連携するためのオープンデータのプラットフォーム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されているデータ等について新たなデジタルデータの作成・標準化のための財政支援を行うこと。

(3) マイナンバー制度の抜本的改善

法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証による個人認証、健康保険証や各種免許証等との一体化等を行い、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みを速やかに構築すること。

こうしたマイナンバー制度の抜本的な改善により、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、行政手続をオンラインで完結させるための基盤を確立すること。

(4) デジタルデバイド対策

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習支援への取組の充実を図るとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政支援を拡充すること。

(5) 地方のデジタル化の推進への支援

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに令和3年度地方財政計画に地域デジタル社会推進費が計上されたところであり、その継続・拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

9 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、また、その家族等に対する偏見や差別、さらには宿泊療養施設やその周辺地域への風評被害は決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育・啓発を推進するとともに、風評被害の防止対策を講じること。

令和3年5月26日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

相次ぐ大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について

平成30年7月豪雨災害では、河川の氾濫や土砂災害等が広域・同時多発的に発生し、200人を超える多くの尊い人命が失われた。被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、令和元年度には台風第15号、第19号が立て続けに東日本を襲い、甚大な被害が極めて広い範囲で発生した。

さらに、令和2年7月豪雨災害では、九州地方を中心に、西日本から東海、中部地方などの広範囲にわたって大規模な河川の氾濫や土砂災害など各地に甚大な人的・物的被害を招き、コロナ禍の国民に大きな打撃を与えた。

中国地方としても、治水対策、土砂災害対策などハード対策に加えて、避難情報の伝達などソフト対策もまだまだ道半ばであることに、改めて強い危機感を覚えるものである。

近年、全国各地で大規模な災害が相次いでおり、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかななくてはならない。平成30年7月豪雨災害、令和2年7月豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 被災者に対する支援制度の拡充

(1) 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施する「被災者見守り・相談支援事業」などの平成30年7月豪雨の被災者への総合的な支援については、補助率を嵩上げ（復元）するとともに、その必要額について財政措置を行うこと。

(2) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされ

た生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講じること。

- (3) 令和2年7月豪雨災害では、平成30年7月豪雨災害の被災者が、2年という短い期間で再び被災されている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、被災者支援にあたっては既存の支援制度において別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

2 激甚化する自然災害に備えた国土強靱化対策の継続と防災・減災対策の強化

- (1) 近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が懸念される中、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が創設されたが、当初予算での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、引き続き地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。また、土地利用一体型の浸水対策など、国土強靱化のための対象事業を拡大すること。
- (2) 気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害に備え、流域治水の考え方を踏まえた治水事業予算を大幅に増額するなど、治水対策を早急に進めること。また、平成30年7月豪雨災害で被災した小田川や、平成30年7月豪雨災害に続き、令和2年7月豪雨災害により再度の浸水被害が多く発生した江の川下流域などの被災状況を踏まえ、国管理河川における治水対策についても、一層の推進を図ること。

3 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

- (1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

(2) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

(3) 災害復旧事業の実施にあたっては、原形復旧にとどまらず再度災害防止を目的とした改良復旧を行うことが有効であり、改良復旧事業の活用推進のため、被災規模の縮小や改良費の割合引上げ等の採択基準の緩和を行うこと。

(4) 緊急防災・減災事業債や防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、事業期間が令和7年度まで延長されることとなったが、恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(5) 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講じること。

特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講じること。

(6) 令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえ、防災重点農業用ため池に対する補強や廃止等の防災工事に加えハザードマップ作成やため池の診断及び監視・保全活動など地方が行う防災・減災対策の取組に必要な予算の確保と支援策の充実を図ること。また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう必要となる経

費に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。

4 住民の主体的な避難を促す取組の推進

(1) 住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

市町村長がこれまで発令してきた避難情報のうち、「避難勧告」を廃止して「避難指示」に一本化することなどを盛り込んだ改正災害対策基本法が施行されたが、今後、新たに発令される「高齢者等避難」「緊急安全確保」も含め、避難情報が真に住民の適切な行動に確実につながるよう国においてもあらゆる広報手段を活用して分かりやすく周知すること。

また、今般の「デジタル改革関連法」成立により地方公共団体の個人情報保護制度の全国的な共通ルールを国が定めることになることから、平時からの避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者ごとの避難支援等を予め定める「個別避難計画」の作成が円滑に進むよう、必要となる個人情報等の提供や共有について詳細な制度設計とするとともに、技術的支援を行うこと。

(2) 市町村が行う指定緊急避難場所・指定避難所をはじめとする避難所等の確保・整備・開設・運営に要する経費について、継続的な財政支援制度を創設すること。

また、自主防災組織の結成又は活動活性化や、地域住民が主体となった地区防災計画又は個別避難計画の作成について、継続的な人的・財政的支援制度を創設すること。

さらに、新型コロナウイルスなどの感染拡大時に、大規模な自然災害によって避難所への避難が必要となった場合においても、避難者が安全に過ごせるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を見直すとともに、マスクや間仕切りの調達・備蓄等、避難所における感染防止対策の充実について、市町村が実施する対策への技術的、財政的支援を講じること。

併せて、感染症流行時の避難所確保のため、国は避難所としてホテル等の活用を促しているが、ホテル等民間施設を臨時の避難所として確保するための費用に対する支援をより一層拡充すること。加えて避難所として市町村が確保する場合に、ホテル等への避難者の受け入れに関する考え方を明確に示すこと。

- (3) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

5 総合的な治水・土砂災害対策の推進

- (1) 平成30年7月豪雨災害、令和2年7月豪雨災害では、多くの箇所では越水や堤防の決壊が発生するとともに、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、ダム放流時も含めた安全対策を講じ、これらに必要な財政措置を講じること。また、既存ダムの洪水調節機能の強化にあたっては、利水者との合意形成を前提とし、ダムの構造や管理体制などの実態を踏まえながら進めるとともに、施設整備や管理者負担の軽減などの支援策についても検討すること。
- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があり、早期に災害の再発防止措置を講じる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの土砂災害対策が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。
- (3) 気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、流域全体であらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」の積極的な推進に向けて、関係省庁間において連携や支援制度などの調整を進めるとともに、多様な主体による様々な対策の実施効果を定量的に評価する手法を構築するなど、流域治水プロジェクトの策定・公表により、住民へ治水対策の全体像をわかりやすく示すために必要な支援策を検討すること。
- (4) 平成30年7月豪雨など、中国地方においても災害ハザードエリアおよびその周辺で人的被害が発生していることから、災害ハザードエリアに対する都市計画制度による土地利用規制の手法として、市街化区域から市街化調整区域への編入や地区計画等を活用した取組を推進するため、都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介

を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。

併せて、これら都市計画の取組に必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。

6 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

7 持続可能なまちづくりに向けた住宅の耐震化を促す支援の拡充

住宅の耐震化促進、災害リスクの低い地域への居住誘導の観点から、国の補助制度（総合支援メニュー）について、耐震改修や現地建替に加え、非現地建替や除却のみのケースも対象とすること。

8 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げ、公共施設等適正管理推進事業債の制度継続、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の対象事業の拡大など、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石対策等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、汚水処理の改築に係る交付対象範囲が令和2年度から段階的に縮小されているが、下水道施設は極めて公共性が高い役

割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

9 サプライチェーンの複線化に向けた支援

災害等によりサプライチェーンが毀損した企業はもとよりその他の企業においても、新たな取引先の確保などサプライチェーンの複線化・再構築に向けた取組や、BCPの策定等を行う取組に対し、さらなる支援を行うこと。

10 災害応急体制への支援

- (1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じるとともに、地方自治体において2人操縦体制を構築するための継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (3) 災害時における支援物資の物流については、今年度から物資調達・輸送調整等支援システムの運用が開始されるなど機能強化が図られているところではあるが、広域物資拠点の確保及び運用について、より迅速な対応が図れるよう財政面等での支援の拡充等を行うこと。

11 大規模災害時における広域支援・受援体制と被災地支援方策の確立

- (1) 「応急対策職員派遣制度」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成30年7月豪雨災害等における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。
また、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、被災地におい

ては、被災者への福祉・保健分野でのきめ細かな支援を行うために、保健師等の専門職員も必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

- (2) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

令和3年5月26日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

東京一極集中是正と人づくりの推進に向けて ～地方が自ら輝き続けるために～

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、特に地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している中で、我が国の持続的な発展と競争力の強化のためには、「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決や、人材への投資による人づくりを進め、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなくてはならない。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけではなく、東京を中心とした経済成長の限界を生じさせるとともに、日本が持続的に発展していくために必要な「新たな価値の創造（イノベーション）」を阻害しており、日本全体の社会経済が、活力と競争力を維持していくためにも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、第1期の検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。

こうした状況を踏まえ、第2期総合戦略では、「関係人口」の創出・拡大といった新たな取組を盛り込み、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を堅持して、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などによる地方への移住・定着の推進に取り組むこととしている。

また、人づくりを進める上では、特に、乳幼児期における教育・保育の質的向上と量的拡大や、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう支援策を一層強化・充実していく必要があるとともに、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出していかなくてはならない。

こうした状況の中、我が国は新型コロナウイルス感染症による戦後最大とも言うべき危機に直面している。国内はもとより世界的な需要減退によって、売上・販売が落ち込み、これに連鎖して生産が落ち込むなど、経済に深刻な影響を及ぼす一方で、地方への企業機能の分散、テレワーク導入の加速等、国民の生活様式・労働環境に対する意識を大きく一変させ、特に転入超過が

続いた東京圏でも地方への転出超過が明らかになるなど、地方分散の流れを確実なものとし、地方への移住・定住を一気に進めていくべきである。

中国知事会としても国と一丸となり、この機会を契機に地方への呼び込みを積極的に進めていくとともに、防災・感染リスクの低減・地域活性化の促進に繋がる一極集中の是正を更に加速するよう、国において積極的に展開していくことを求める。

1 過度な東京一極集中を是正するために

(1) 企業の地方分散

企業の地方移転促進実現のため、企業等の地方移転に向けた具体的なKPIを設定するなど適切に進捗管理を行い、効果が発現していない施策については迅速に見直すなどの措置を講じるとともに、

- ・ 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・ 地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・ 東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・ 企業のみではなく、移転を共にする従業員に対しての移住支援制度を創設すること。
- ・ 東京圏の人材を地方に呼び込むため、地方におけるサテライトオフィスをはじめとしたビジネス拠点の整備を支援すること。
- ・ そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

(2) 大学の「東京一極集中」の是正と実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・ 地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
- ・ 大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。

- ・企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイント制度や教員へのインセンティブ制度の導入によって産学連携を推進し、地方大学の魅力向上を推進すること。

(3) 「地方」への移住・定住、「関係人口」の創出・拡大

過度な東京一極集中の是正を図り、「関係人口」の創出・拡大や地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地方留学制度の創設など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。
- ・副業・兼業により地域貢献等を望む都市部人材の地方への還流を拡大するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理等の制度整備にも努めること。
- ・「新たな日常」に適応できる働き方・ライフスタイルとして、適切な分散と適切な集中を実現する「適散・適集社会」の構築につなげるため、場所や時間にとらわれないテレワークやワーケーションなどの働き方を推進するため、テレワーク環境の整備に対する補助金や税制優遇等の財政支援を拡充するとともに、企業経営者や労働者に対する機運の醸成に取り組むことで地方移住等を伴う遠隔勤務（転職なき移住）につなげること。

(4) 地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から20年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

- ・憲法改正に向けた議論を行う場合には、地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方自治の基盤たる地

方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めること。

- ・地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、「従うべき基準」をはじめとする義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題があるため、国においても制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと。
- ・国と地方のパートナーシップを強化するとともに、互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置するなど、立法プロセスや国の政策決定に地方の意見を反映する仕組みを強化すること。
- ・国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについて、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができるよう権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、住民の利便性を維持しつつ、各県の取組が後退しないシステム設計とするとともに、その導入にあたって地方に負担が生じないよう必要な財源措置を行うこと。

(5) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを悉皆で把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「UI ターン の状況」を把握できるようにするなど、全国統一的な調査を実施すること。

2 地方創生の取組を推進するために

(1) デジタルトランスフォーメーションが切り拓く未来

デジタル技術やデータの利活用により社会課題の解決と経済発展の両立を実現し、地域社会をより便利で快適に、豊かに変えるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、

- ・ 中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けや円滑な導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や人的・財政的な支援の強化を図ること。
- ・ デジタル時代の競争力の源泉となるデータを最大限に活用して、新ビジネスの創出が推進されるよう、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関するルール作りなど環境整備を行うこと。
- ・ 自治体が利用するサービスにおいて、個人情報の管理に係る懸念から、サービスを停止することがないように、個人情報を取り扱う事業者における情報管理の在り方などを明確にし、全国共通のルールの下で厳格に運用されるよう、対策を講じること。
- ・ デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、都市部に偏在するデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、地方において専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。
- ・ E d T e c h コンテンツやS T E A M学習等などの幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、A I等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。
- ・ 光ファイバ網の未整備地域の早期解消に加え、既設の光ファイバ設備の増強への財政的支援や、都市部のみならず条件不利地域を含む地方への5G基地局の早期整備を促進すること。さらに、公設光ファイバ網や地上デジタル放送の共聴施設等の維持管理・更新に係る負担も大きいことから、同様に必要な財政的支援を行うこと。
- ・ 光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを速やかに行い、交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る整備費と、維持管理費の両方を対象経費とすること。
- ・ I o T機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻

撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

- ・国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価基準やガイドライン等を整備しているところであり、地方自治体においても、同様に業務システムのクラウド化を推進するため、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策を行うとともに、地方自治体に国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

(2) 訪日外国人旅行者の受入促進

訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・地方空港における国際定期路線の運休・減便の状況に鑑み、路線の維持に向け必要な支援を実施すること。また、感染症の拡大が収束した段階においては、インバウンド需要の回復に向けて、着陸料やグラウンドハンドリング（航空機地上支援業務）費用等への補助など、路線の回復に必要な支援を行うこと。
- ・地方空港における国際定期路線の運航再開や、地方の港湾における国際クルーズ客船の受入再開等に必要となる水際対策に係る検査体制整備について国の責任において実施すること。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMO（観光地域づくり法人）を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。

3 人づくりを推進するために

(1) 子育て支援等の充実

不妊治療について、保険適用となる治療の範囲を広げることも含め、経済的支援のさらなる拡充を行うとともに、産後ケア事業について、受け皿拡大や提供サービスの充実が図れるよう、技術的、財政的支援を行うこと。

(2) 地方の教育の魅力向上・充実

① 乳幼児教育段階

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等もあることを踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援策を講じるとともに、更なる処遇改善を実施すること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

② 初等中等教育段階

次代を担うすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、

- ・生活困窮家庭やひとり親の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。
- ・高等学校の再編統合等が進む中において、子どもたちが個人の能力・適性等に対応した高等学校を選択できるよう、遠距離通学する生徒に対して支援を行うこと。

(3) デジタル社会に対応した人材育成等の環境整備

「GIGAスクール構想の実現」に向けて、安定した環境下でのオンライン授業を推進するために校内通信ネットワーク整備に係る十分な財政措置を講ずるとともに、低所得世帯等の生徒のみが対象となっている高等学校等の生徒1人1台端末の整備に関する補助について、全ての生徒を対象とすること。

(4) ジェンダー平等な社会づくりの推進

女性の活躍には、男性の育児・家事参画が欠かせないが、2019年度の男性の育児休業取得率は7.48%に留まっており、2020年度の目標値である13%を大きく下回っている。

よって、令和元年12月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる男性の育児休業取得率30%（2025年）の目

標達成に向け、

- ・イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化すること。
- ・性的マイノリティーの方も含めて、誰もが仕事と暮らしを両立できる環境整備が図られ、多様な人材が活躍できるよう、社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めること。

令和3年5月26日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治	
島根県知事	丸	山	達	也	
岡山県知事	伊	原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦	
山口県知事	村	岡	嗣	政	

地方税財源の充実について

令和3年度の地方財政計画においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税が大幅な減収となる中で、地方交付税総額は、前年度を0.9兆円上回る17.4兆円が、地方一般財源総額は、地方が地域社会のデジタル化推進や防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.0兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、税収減による財源不足拡大の影響を受け、前年度に比べて2.3兆円増の5.5兆円と大きく増加し、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

また、感染症の影響による地域経済の停滞に伴い、地方の税財源確保は不透明な状況にあることから、地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、新型コロナウイルスの次なる波に備えた医療体制の充実や地域経済の回復に向けた中長期的な対策を進めるとともに、地域の活性化、雇用の確保、介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の拡充

- (1) 新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、地方が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方が必要となる財源について積極的かつ確実に措置すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、基金

への積立要件の弾力化や事業期間の延長など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

- (3) 令和4年度の地方財政計画の策定に当たっては、歳入・歳出の両面において、新型コロナウイルス感染症の影響を的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。
- (4) 新型コロナウイルスの感染者数の多寡にかかわらず、地域経済に甚大な影響が生じていることから、地方部の自治体においても、地域経済の回復等の対策を着実に講じることができるよう、適切な地方交付税の算定を行うこと。
- (5) 令和2年度限りとされている減収補てん債の対象税目拡大について、少なくとも新型コロナウイルス感染症による景気の影響が続いている間は、引き続き継続すること。

2 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創生はないということを踏まえ、新型コロナウイルスの影響で疲弊した地域経済の立て直しを図るためにも、地方単独事業を含め、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。併せて、「地域社会再生事業費」や「地域デジタル社会推進費」の算定等を通じて、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにするとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額の確保・充実が図られるよう、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

また、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、令和4年度以降も地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持し、地方一般財源総額の確保を行う方針を明示すること。

(2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(3) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、国全体の人口減少問題の解決には、合計特殊出生率が低い都市部から出生率が高い地方部へ若年層を移すことが必要である。このため、地方部が地方創生の取組を十分に行えるように地方交付税を措置すること。

さらに、今後も、地方創生・人口減少克服に向けた地域の課題解決には、産官学金労言士の連携など、第2期「総合戦略」を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、地方創生推進交付金については、こうした施策を確実に展開できるよう、拡充・継続を図ること。その運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や用途の制約等の緩和を行うほか、手続を簡素化した上で、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除すること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(4) 近年の地方財政計画における歳出は、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る増分を、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実

質的に確保してきたと言える。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景気の先行きに不透明感が高まる中、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保する必要がある。

「地域社会再生事業費」の算定に当たっては、「地域社会の持続可能性の確保」に取り組む必要性の高い地方部に重点的に配分するとともに、同事業費を令和4年度以降も継続すること。

- (5) 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業」について、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することなど個別の地方団体の実情も踏まえ、より弾力的で柔軟な運用を検討するとともに2022年度（令和4年度）以降も延長すること。

3 地方税制の改革の推進

- (1) 地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び感染収束後のV字回復や、実効性ある需要喚起対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。

- (2) 法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。

また、法人事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方等について

検討を行う際は、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用について慎重に検討すること。

- (3) 法人事業税におけるガス供給業に係る収入金額課税方式については、令和3年度与党税制改正大綱の検討事項において、「課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」こととされているが、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、電気供給業を含め、現行制度を堅持すること。
- (4) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

令和3年5月26日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、観光による地域産業の振興や企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくる必要がある。

このためには、歴史・文化や自然、温泉、食などの豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、その前提となる安全性の確保及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

加えて、平成30年7月豪雨等では、中国地方の多くのインフラが被害を受け、観光、企業活動、住民生活に多大な影響を与えたため、強靱化や更なる基盤整備の促進の必要性を痛感させられたところである。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、深刻な影響を受けている地域経済の回復には、観光振興をはじめとした経済活動の活性化が必要であり、交通基盤は社会経済活動の土台となることから、より一層の整備促進が求められる。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高規格道路ネットワーク等の早期整備

国の骨格を形成する高規格道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高規格道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道・山陰近畿道については、供用済区間が未だ半分程度に留まり、また、多くの未事業化区間があ

るなど、依然として高規格道路ネットワークのミッシングリンクが多数存在している。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。また、平成30年7月豪雨においては、中国縦貫自動車道及び山陰道が、通行止めとなった山陽自動車道を補完し、広域交通の機能を確保するなど、ネットワークの効果を発揮する役割を担ったところであるが、山陰道のミッシングリンク区間では、一般道の大渋滞が発生するなど交通の混乱が見られたことから、事前に高規格道路のミッシングリンクが解消されていれば、より円滑な広域交通の確保が可能であったと考えられる。

については、国において、高規格道路ネットワークのミッシングリンクの解消に向け、山陰道・山陰近畿道等の事業中区間のより一層の整備促進と、米子・境港間の高速道路を含む未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、高速道路が本来有すべき安全性や定時性の確保とともに大規模災害時など防災上の観点から、暫定2車線区間の4車線化を早期に実施すること。特に、2019年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において「優先整備区間」とされた岡山米子線、山陰道、広島浜田線などについては、財源を確保した上で、早期に事業化すること。

さらに、現在整備中の付加車線の早期完成を図るとともに、既に4車線化等が事業化されている区間についても早期整備を図ること。

なお、4車線化等が行われるまでの間、安全・安心の確保を図るための緊急対策として、ワイヤロープによる上下線の分離等の有効な対策を早期に講ずること。

また、主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高規格道路ネットワークと一体となって渋滞の解消や地域の交流・連携の強化を図り、物流の活性化や交流人口の拡大、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進を図ること。

さらに、策定が進められている新広域道路交通計画を踏まえた重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定・整備にあたっては、地域の意見を反映するとともに、補助事業等による重点支援を行うこと。

2 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、

既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きい
ため、国際競争力の強化や地域活性化の観点から、円滑な物流の確保や交流
人口の拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジ
の整備や割引制度の拡充など、高速道路の利用を促進する施策を講ずること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新
に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十
分な対策を講ずること。

3 道路整備予算の確保

激甚化・頻発化する災害や急速に進む施設の老朽化等に対応すべく、高規
格道路ネットワークのミッシングリンクの解消や予防保全による老朽化対
策等、防災・減災・国土強靱化の取組の加速化・深化を図るなど、道路の整
備・管理に長期安定的に取り組むため、道路予算の総額を確保し、整備が遅
れている地方に重点配分すること。

特に、東京一極集中の是正による多核連携型の国づくりや安定した物流
確保に対応し、ポストコロナ社会の「新たな日常」を支えるインフラとして
必要不可欠な高規格道路ネットワーク等について、新たな財源の創設など
により早期整備を図ること。

4 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、
北陸新幹線の今後の整備の進捗などにもらみ、山陰における新幹線も含む
高速鉄道網の整備に向け、調査のための予算措置など具体的な取組を推進
するとともに、並行在来線の取扱いを含めた地方負担のあり方を見直すこ
と。

また、地方鉄道の活性化のため、高速化・快適化に向けた国の財政支援制
度の拡充を行うこと。

5 生活交通の維持・確保

- (1) 近年、人口減少等に伴いバス、タクシー等の事業縮小、撤退が顕著となってきたことから、地域の実情・ニーズに応じた移動手段の確保や住民主体の共助交通など、地域の生活交通を維持する取組に対して財政支援を行うこと。特に、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスではなくタクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方自治体に対して特別交付税等の財政支援をすること。

また、運転手の確保が困難となる中、バスやタクシーなどへの適用が期待される自動運転技術について、中山間地域での社会実装が進むよう、国による幅広い支援を行うこと。

- (2) 新型コロナの影響等により厳しい経営状況にある地方鉄道に対して、その役割が引き続き堅持されるよう、財政支援等抜本的な対策を講じること。

特に、第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や安全輸送設備等の整備に向け、支援制度の充実・強化を図るとともに、十分な予算の確保を行うこと。

また、JRについても、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化していることから、地域住民の貴重な足となっている地方の鉄道ネットワークに対する一定の経営支援策を講じること。

さらに、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続の見直しを行うこと。

- (3) 離島航路の維持に必要な支援制度の充実・強化を図ること。

また、SOx 規制強化に伴う燃料価格の上昇により影響を受ける船舶等の公共交通機関に対して、必要な財政支援を講じること。

6 地方空港への航空路線網の維持・拡充

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大等により、大幅に減便した路線の回復に向けた、地方空港の航空路線網の維持のための取組に対し、支援を行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した段階におい

て、首都圏をはじめとする大都市圏と地方とを結ぶ航空路線網の確保により、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後に期待される海外のインバウンド需要を取り込めるよう、地方空港の国際線の復活に向けた支援を行うとともに、その段階においては、水際対策が重要となることから、地方空港における検疫体制の充実・強化を図ること。

また、国が創設した訪日誘客支援空港の制度の対象となる空港を現在よりも拡大し、地方空港が取り組む航空路線網の拡充に対する支援としての着陸料やグランドハンドリング費用等への補助等、訪日誘客支援空港に対する支援を拡充すること。

加えて、訪日外国人旅行者の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における訪日外国人旅行者の受入環境の一層の充実を図ること。

7 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑に港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。
- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送網の整備は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。

については、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。

- (4) クルーズ船の寄港は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらすことから、観光・交流の拠点としての港湾機能の強化が不可欠である。

については、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点機能強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で休止状態にあるクルーズの再開に向けて、今後の外国クルーズ客船受入に係る指針など、国としての方向性を示すとともに、各港湾管理者が取り組む感染拡大防止対策の支援を行うこと。

8 ヒアリ等の対策の推進

- (1) 毒性の強い特定外来生物のヒアリやアカカミアリ等の国内定着の防止に向け、国は関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。

また、地方と連携した迅速かつ効果的な体制を構築し、地方が実施する防除や拡散防止対策等について、必要な支援を継続して行うこと。

- (2) 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

- (3) 海外のヒアリ等の定着国のうち、日本との定期貨物航路等を有する国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。

令和3年5月26日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	丸山	達也
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

全世代型社会保障制度の実現に向けて

国においては、全世代型社会保障検討会議を設置し、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生100年時代の到来を見据えながら、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討がなされ、令和2年12月に「全世代型社会保障改革の方針」が定められたところである。

社会保障は、国の制度と地方における取組が一体となってサービスが提供されており、持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら取組を進めていかなければならない。

地方と方向性を共有し、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 地域医療の確保

(1) 厚生労働省は全国一律の基準による分析のみで、地域の個別事情を踏まえずに再編統合等の再検討を求めているが、地域医療構想の実現など地域医療の確保については、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた医療提供体制を確立する上でも、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえて慎重に検討しなければならない。

また、新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的医療機関の存在・重要性が再認識されたところである。このため、再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方については、改めて工程が示されることとなっており、検討にあたっては、地方の意見や新型コロナウイルス感染症対策を優先せざるを得ない地方の実情を十分に踏まえ、一律の基準や無理なスケジュールを地方に押し付けないこと。併せて、地域医療構想に基づく改革を行うにあたり、民間病院との役割分担等も含め、地方とも丁寧に協議をしながら実効性のある支援を進めるとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政的支援措置を講じること。

(2) 医師確保対策の推進については、新型コロナウイルス対策により医療人材がひっ迫していることに加え、医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや、医師の働き方改革の推進に伴い地域医療へ大きな影響が想定される。地方の医師不足は、人口の多寡のみならず地理的条件等によって状況は大きく異なり、全国一律の基準や指標に基づく取組だ

けで解決するものではない。単純に医師の需給推計や偏在指標により、地方での医師確保の努力や取組を毀損し、制限する政策の実行は適当でないことから、国が主体的に地域の実態を十分に踏まえた対策を行うこと。

特に、必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで現在の臨時定員枠の確保による地域枠の措置を継続するとともに、臨時定員による増員について、国が新たに示した地域枠の定義を満たすことを一律に求めることなく、地域の実情に応じた取組ができるようにすること。併せて、医師養成のための奨学金制度運用に必要な財源の充実などを支援すること。

また、新専門医制度における専攻医募集定員のシーリングは、医師の絶対数が少ない地方への設定をしないこと。専門医の地域での受け入れを促進するため、地方財政措置を含めた仕組みづくりを行うこと。

臨床研修募集定員の新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在することから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行うこと。

- (3) 地域あるいは医療機関毎に異なる課題があり、各々の実情に応じて創意工夫できる仕組みが必要であることから、国において地域医療介護総合確保基金の十分な予算を確保するとともに、事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。また、医療提供体制推進事業費補助金についても、地域において良質な医療を提供するために必要不可欠であることから、事業執行に支障を生ずることなく安定的な実施ができるよう十分な予算を確保すること。

2 持続可能な社会保障制度の確立

- (1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託しうる持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (2) 国民健康保険制度改革については、今後の着実な実施に向けて、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。

さらに、国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩にも耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。また、子どもや障害者の医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

3 健康づくりの推進、高齢化社会・共生社会への対応

- (1) 健康増進・疾病予防対策の推進として、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育等の健康づくり事業に対する財源措置を図ること。

ワクチン接種により予防できる病気にかからないようにするため、速やかに、おたふくかぜ及び帯状疱疹を予防接種法の対象として定期接種とすること。

インフルエンザワクチンについて、感染及び重症化の予防を目的とした定期接種化を目指して、引き続きワクチンの有効性について調査研究を実施すること。

生活習慣病の早期発見及び重症化予防のため、特定健康診査及び後期高齢者健康診査における心電図及び血清クレアチニン検査を必須の健診項目にすること。

- (2) がん予防・早期発見の推進として、効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含む「がん検診の実施範囲」について、がん対策基本法に検診実施主体を明記するなど、法的に明確に位置付けること。また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

- (3) 子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、エビデンスに基づくワクチン接種に関する正しい知識の普及をあわせて行うことが効果的であることから、WHOの声明や世界の潮流を踏まえ、これまでの研究に基づく知見に関する情報発信をするとともに、それらを踏まえた予防接種の在り方の検討に積極的に取り組み、科学的なエビデンスに基づく対応を行うこと。併せて都道府県の取組に対する専門的・技術的支援を行うこと。

(4) 介護人材の確保のため、介護施設で働く常勤介護職員の平均給与が依然として全産業の平均給与に届いていない状況も踏まえ更なる処遇改善を進めるとともに、介護職員の業務軽減や生産性向上のための介護ロボットやICT機器の導入に関する補助上限の引き上げなど介護事業者への支援をさらに強化すること。

また、共生社会を支える障害福祉人材についても、介護人材と同様に処遇改善や業務軽減等を進めること。

(5) 主として知的障害児に対し支援を行う福祉型障害児入所施設における職員の配置基準について、令和3年度報酬改定において引き上げの措置がなされたが、未だ実態とは大きな乖離があるため、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算について、障害者の配置加算に準じて創設すること。また、障害児の報酬単価は、障害者と比べ著しく低い設定となっていることから、算定構造の見直しも含めた改善を行うこと。

4 次世代を担う人づくり

(1) すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していくため、地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、地方の一般財源総額を確保するとともに、新たな交付金の創設も含めた「人づくり革命」のための財政措置を講じること。

(2) 若者が、それぞれのライフプランを描き、希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成を図るとともに、必要な財源措置を講じること。また、男女がともに子育てしながら働き続けられる社会づくりを促進するため、時間単位年次有給休暇など柔軟な労働時間制度の導入促進などに取り組むこと。

(3) 待機児童を解消するために、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上など保育士確保策や保育の受け皿の整備拡大を着実に進めるとともに、「森のようちえん」をはじめ多様な幼児教育・保育を実践する施設について、新たに認可（又は登録）制度を創設し、施設を利用する世帯につ

いても、保育の必要性を問うことなく国の幼児教育・保育無償化の対象とすること。また、家庭で保育を行う世帯や就学期の児童・生徒も含めた、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

- (4) 子どもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育てを両立するための子育て環境整備をさらに進めるため、放課後児童クラブの施設整備の補助基準額の増額や社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充による財政支援のほか、放課後児童支援員の認定資格研修に係る受講要件の緩和など、放課後児童クラブの充実に必要な措置を講じること。
- (5) 不妊治療費について、政府は令和4年4月から保険適用を目指しているが、保険適用とする治療については幅広く対象とすること。また、保険適用外となる治療も含め、不妊に悩み治療を受ける方の経済的支援を図ること。さらに、不妊治療のための休暇制度の導入促進等の理解の醸成をより一層進めること。
- (6) 母子保健法の改正により、令和3年度から産後ケア事業が市町村の努力義務となり、対象者も「出産後1年を経過しない女子及び乳児」に拡大されたため、ニーズが増加することが見込まれる。産後ケアを行う医療機関や助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実に必要な措置を講じること。
- (7) 子どもの貧困対策や子どもの居場所づくり、児童虐待・DVへの対応など困難な環境にある子どもに対して地方の実情に応じて行う取組へ支援を行うこと。

令和3年5月26日

中国地方知事会

鳥取県知事 平井伸治
島根県知事 丸山達也

岡山県知事	伊原木	隆	太
広島県知事	湯崎	英彦	
山口県知事	村岡	嗣政	

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

中国地方においては、深夜など住民生活への影響が大きい時間帯での米軍機の飛行や、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空での飛行が行われるなど、依然として事態の改善が図られておらず、地元住民に多大な不安を与えている。

平成30年3月の米空母艦載機の岩国移駐完了後も、艦載機の運用は基地周辺の広範囲にわたり、住民生活に大きな影響を及ぼしており、今後さらに、騒音被害の増大や航空機事故の発生が懸念される。

こうした中、国（防衛局）において、今後も引き続き、地元の要望に応じた騒音測定器の設置を進めるとともに、得られた客観的な騒音データの分析をもとに具体的な騒音被害対策につなげる必要がある。

また、米海兵隊岩国航空基地配備の米軍機の墜落事故が連続して発生し、併せて重大事故につながりかねない悪質な規律違反の横行している実態などが明らかになったことから、徹底した事故原因究明や安全対策等の措置を講じるとともに、住民の安全・安心の観点から地元に対する早期公表や丁寧な説明が必要である。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講じることが強く要望する。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 日米合同委員会合意を遵守すること。特に、住民が生活する地域での低空飛行訓練や深夜早朝の飛行訓練、住民に不安や危険を及ぼすような飛行訓練が行われないように措置を講じること。
- (2) 米空母艦載機の離着陸訓練（FCLP）を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- (3) 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。また、国が設置する騒音測定器の測定結果を速やかに提供すること。
- (4) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財政措置を講じること。また、地方が設置する騒

音測定器の測定結果を国においても活用すること。

(5) 調査によって客観的に得られたデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。

また、その結果を住民及び関係自治体に説明すること。

(6) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重していくために、国は、地元自治体との十分な意見交換を行うこと。

(7) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するため、国において、騒音被害の解消に向け、具体的な対策を実施するとともに、米軍機の訓練空域等を有する自治体を対象とした、財政措置を速やかに講じること。

2 航空機の安全対策措置の実施

米軍機の事故に関する徹底した原因究明とその早期公表に努めるとともに、航空機の整備点検、住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育など、航空機の安全対策の措置を講じ、事故の防止に努めること。

3 飛行訓練の事前の情報提供等

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

オスプレイについても、移動の際には、可能な限り水上を飛行するという日米合同委員会の合意を遵守すること。また、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うとともに、必要に応じ、自治体や住民に対して、安全対策等に関する説明を行うなど、地域毎の実情に配慮した対応をすること。

令和3年5月26日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政

参議院議員選挙における合区の解消について

参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきた。

しかし、平成28年7月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うほか、全国知事会では、各政党や衆参両議院議長、憲法審査会長への要請活動を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

その結果、平成30年7月18日に成立した改正公職選挙法により、各都道府県の代表が選出されない事態を回避するため、緊急避難措置が講じられ特定枠制度が導入されたものの、合区の解消には至っていない。

このような中、令和元年7月21日に実施された2度目となる合区選挙では、徳島県において全国最低の投票率38.59%を記録したほか、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の3県においても、過去最低の投票率を更新する結果を招くなど、合区に起因する弊害はさらに深刻度を増している。

合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなるとともに、合区された選挙区では、有権者にとって候補者を知る機会が少なくなるなど、投票環境が著しく悪化するという問題がある。こうした問題は、特定枠制度の導入をもってしても解決されず、また、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が増加する可能性も懸念され、結果的に人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じる。

令和4年度に実施される第26回参議院議員通常選挙に向けて、このような我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大を絶対に許してはならない。

各都道府県から少なくとも1人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消することを強く要求する。

令和3年5月26日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政